

食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正（平成23年9月 日食品安全委員会決定）（案）

食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）等の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この決定は、平成23年10月1日から施行する。

○食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）新旧対照表

改正案	現行				
<p>(総則) 第1条 食品安全委員会(以下「委員会」という。)の専門調査会の設置、会議、議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(専門調査会の設置等) 第2条 委員会に、別表の左欄に掲げる専門調査会を置き、これらの専門調査会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>別表</p>	<p>(総則) 第1条 食品安全委員会の専門調査会の設置、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(専門調査会の設置) 第2条 委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く。 一 企画専門調査会 二 リスクコミュニケーション専門調査会 三 緊急時対応専門調査会</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(専門調査会の所掌) 第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。 2 リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する事項について調査審議する。 3 緊急時対応専門調査会は、重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等に関する事項について調査審議する。 4 別表の左欄に掲げる専門調査会の所掌は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>別表</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="105 1153 328 1377">企画等専門調査会</td> <td data-bbox="328 1153 778 1377">委員会の活動に関する年間計画及び基本的事項、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する事項、重大な食品事故等緊急時における対応の在り方に関する事項等について調査審議すること。</td> </tr> </table>	企画等専門調査会	委員会の活動に関する年間計画及び基本的事項、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する事項、重大な食品事故等緊急時における対応の在り方に関する事項等について調査審議すること。			
企画等専門調査会	委員会の活動に関する年間計画及び基本的事項、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する事項、重大な食品事故等緊急時における対応の在り方に関する事項等について調査審議すること。				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="105 1395 328 1507">添加物専門調査会</td> <td data-bbox="328 1395 778 1507">添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。</td> </tr> </table>	添加物専門調査会	添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="810 1395 1034 1507">添加物専門調査会</td> <td data-bbox="1034 1395 1473 1507">添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。</td> </tr> </table>	添加物専門調査会	添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
添加物専門調査会	添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。				
添加物専門調査会	添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="105 1516 328 1570">(略)</td> <td data-bbox="328 1516 778 1570">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="810 1516 1034 1570">(略)</td> <td data-bbox="1034 1516 1473 1570">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

○食品安全委員会緊急時対応基本指針（平成16年4月15日食品安全委員会決定）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>1～9 (略)</p> <p>10 事後検証及び指針の改定</p> <p>(1) 情報・緊急時対応課は、緊急事態等に際して、実施した対応等について記録することとする。また、委員会は、<u>企画等専門調査会</u>に対し、当該記録を参考として、<u>委員会の緊急時対応の問題点や改善点等</u>について事後検証を行うよう指示することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>11 (略)</p>	<p>1～9 (略)</p> <p>10 事後検証及び指針の改定</p> <p>(1) 情報・緊急時対応課は、緊急事態等に際して、実施した対応等について記録することとする。また、委員会は、<u>緊急時対応専門調査会</u>に対し、当該記録を参考として、<u>委員会の緊急時対応の問題点や改善点等</u>について事後検証を行うよう指示することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>11 (略)</p>

○委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項（平成16年5月27日食品安全委員会決定）新旧対照表

改正案	現行
<p><u>食品安全委員会</u>が自ら行う食品健康影響評価に関し<u>企画等専門調査会</u>に提出する資料に盛り込む事項</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）が自ら行う食品健康影響評価に関し<u>企画等専門調査会</u>に提出する資料には、以下の事項を盛り込むものとする。</p> <p>①・②（略）</p> <p>I（略）</p> <p>II 対象案件からの除外事由</p> <p>(1) <u>委員会</u>の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われている場合 (例) ・既に食品健康影響評価が行われており、評価結果に基づきリスク管理機関において管理措置が講じられている場合 ・リスク管理機関が規格基準等を制定している場合（現行の科学的知見に照らして基準の改定が必要と考えられる場合を除く。） ・リスク管理機関において試験研究等が行われている場合 ・リスク管理機関が食品健康影響評価を<u>委員会</u>に要請することを表明するなど、将来対応が行われることが想定される場合</p> <p>(2) 外部募集等により寄せられた情報で、人の健康に対し悪影響を及ぼすおそれがあることを示す具体的な出所や根拠が示されておらず、また、<u>委員会</u>においても確認できない場合</p> <p>(3) 過去に<u>企画等専門調査会</u>（平成23年9月30日以前は、<u>企画専門調査会</u>）で審議されたが対象候補にならなかったもの、又は対象候補として<u>委員会</u>に報告されたが食品健康影響評価が行われなかったもので、その後、新たな科学的知見が得られていない場合</p> <p>(4)（略）</p>	<p><u>委員会</u>が自ら行う食品健康影響評価に関し<u>企画専門調査会</u>に提出する資料に盛り込む事項</p> <p>食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し<u>企画専門調査会</u>に提出する資料には、以下の事項を盛り込むものとする。</p> <p>①・②（略）</p> <p>I（略）</p> <p>II 対象案件からの除外事由</p> <p>(1) <u>食品安全委員会</u>の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われている場合 (例) ・既に食品健康影響評価が行われており、評価結果に基づきリスク管理機関において管理措置が講じられている場合 ・リスク管理機関が規格基準等を制定している場合（現行の科学的知見に照らして基準の改定が必要と考えられる場合を除く。） ・リスク管理機関において試験研究等が行われている場合 ・リスク管理機関が食品健康影響評価を<u>食品安全委員会</u>に要請することを表明するなど、将来対応が行われることが想定される場合</p> <p>(2) 外部募集等により寄せられた情報で、人の健康に対し悪影響を及ぼすおそれがあることを示す具体的な出所や根拠が示されておらず、また、<u>食品安全委員会</u>においても確認できない場合</p> <p>(3) 過去に<u>企画専門調査会</u>で審議されたが対象候補にならなかったもの、又は対象候補として<u>食品安全委員会</u>に報告されたが食品健康影響評価が行われなかったもので、その後、新たな科学的知見が得られていない場合</p> <p>(4)（略）</p>

○企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成16年6月17日食品安全委員会決定）
新旧対照表

改正案	現行
<p><u>企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方</u></p> <p>企画等専門調査会は、（１）の選定基準に掲げるいずれかの要件に該当するものの中から食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。 なお、上記の優先度は、国民の健康への影響の程度に照らして判断することを基本とするが、（２）に掲げる事由にも配慮して決定するものとする。</p> <p>（１）・（２）（略）</p>	<p><u>企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方</u></p> <p>企画専門調査会は、（１）の選定基準に掲げるいずれかの要件に該当するものの中から食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。 なお、上記の優先度は、国民の健康への影響の程度に照らして判断することを基本とするが、（２）に掲げる事由にも配慮して決定するものとする。</p> <p>（１）・（２）（略）</p>

○食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（平成17年4月21日食品安全委員会決定）新旧対照表

改正案	現行
<p>I 平時からの対応 1～4 (略) 5 緊急時対応訓練の実施 (1) (略) (2) 委員会は、<u>企画等専門調査会</u>に対し、(1)の規定により実施した訓練の結果を検証し、必要に応じて、本指針における緊急時対応の問題点や改善点等についての検討を行うよう指示することとする。</p> <p>II～III (略)</p> <p>IV その他 1 (略) 2 事後検証及び指針の改定 (1) (略) (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置され、又は関係府省連絡会議が開催された場合には、<u>企画等専門調査会</u>に対し、情報・緊急時対応課が作成した緊急時対応の記録等に基づき検証を行い、当該緊急時対応の問題点や改善点等について、検討するよう指示することとする。 なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要であると認めるときは、委員会会合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告を受けることとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>I 平時からの対応 1～4 (略) 5 緊急時対応訓練の実施 (1) (略) (2) 委員会は、<u>緊急時対応専門調査会</u>に対し、(1)の規定により実施した訓練の結果を検証し、必要に応じて、本指針における緊急時対応の問題点や改善点等についての検討を行うよう指示することとする。</p> <p>II～III (略)</p> <p>IV その他 1 (略) 2 事後検証及び指針の改定 (1) (略) (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置され、又は関係府省連絡会議が開催された場合には、<u>緊急時対応専門調査会</u>に対し、情報・緊急時対応課が作成した緊急時対応の記録等に基づき検証を行い、当該緊急時対応の問題点や改善点等について、検討するよう指示することとする。 なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要であると認めるときは、委員会会合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告を受けることとする。</p> <p>(3) (略)</p>

○平成23年度において企画専門調査会に調査審議を求める事項（平成23年3月31日食品安全委員会決定）新旧対照表

改正案	現行
<p>平成23年度において<u>企画等専門調査会</u>に調査審議を求める事項</p> <p><u>企画等専門調査会は、食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）第2条第1項の規定に基づき、食品安全委員会（以下「委員会」という。）の活動に関する年間計画及び基本的事項、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する事項、重大な食品事故等緊急時における対応の在り方に関する事項等について調査審議することとされている。</u></p> <p>また、平成23年度食品安全委員会運営計画（平成23年3月31日食品安全委員会決定）第2の1において、平成23年度の<u>企画等専門調査会</u>の開催に関する計画（平成23年9月30日以前は、<u>企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会又は緊急時対応専門調査会</u>の開催に関する計画）が掲げられている。</p> <p>これらの規定等に基づき、<u>企画等専門調査会（平成23年9月30日以前は、企画専門調査会）</u>に対し、平成23年度においては、下記の事項について調査審議を求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略） 2 <u>委員会</u>が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について 3・4 （略）</p>	<p>平成23年度において<u>企画専門調査会</u>に調査審議を求める事項</p> <p><u>食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）第3条第1項において、「企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する」こととされている。</u></p> <p>また、平成23年度食品安全委員会運営計画（平成23年3月31日食品安全委員会決定）第2の1(2)において、平成23年度の<u>企画専門調査会</u>の開催に関する計画が掲げられている。</p> <p>これらの規定等に基づき、<u>企画専門調査会</u>に対し、平成23年度においては、下記の事項について調査審議を求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略） 2 <u>食品安全委員会</u>が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について 3・4 （略）</p>

改正案	現行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 委員会の運営全般</p> <p>1 会議の開催</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>企画等専門調査会（平成23年9月30日以前は、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会又は緊急時対応専門調査会）の開催</u></p> <p>四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度食品安全委員会運営計画（平成22年4月1日委員会決定）のフォローアップ及び平成22年度食品安全委員会運営状況報告書（平成23年5～6月頃） 「自ら評価」案件の候補の検討・選定（同年8～12月頃） 平成23年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告（同年10～12月頃） 平成24年度食品安全委員会運営計画（平成24年1～2月頃） <u>委員会が行うリスクコミュニケーションに関する実施計画、実施状況及び改善策</u> <u>緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、委員会の緊急時対応の指針に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じこれらを見直すこと</u> 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項 <p>また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 平成22年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成24年度食品安全委員会運営計画の作成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成24年度食品安全委員会運営計画の作成（平成24年1～3月頃）</p> <p>平成24年度食品安全委員会運営計画について、<u>企画等専門調査会</u>において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 委員会の運営全般</p> <p>1 会議の開催</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>企画専門調査会</u>の開催</p> <p>四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度食品安全委員会運営計画（平成22年4月1日委員会決定）のフォローアップ、<u>平成22年度食品安全委員会運営状況報告書の調査審議</u>（平成23年5～6月頃） 「自ら評価」案件の候補の検討・選定（同年8～12月頃） 平成23年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・<u>調査審議</u>（同年10～12月頃） 平成24年度食品安全委員会運営計画の<u>調査審議</u>（平成24年1～2月頃） <ul style="list-style-type: none"> 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項 <p>また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。</p> <p>(3) <u>リスクコミュニケーション専門調査会の開催</u></p> <p><u>おおむね3～4か月ごとに開催し、これまでにリスクコミュニケーション専門調査会が取りまとめた推進の方向性を踏まえ、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する実施計画、実施状況及び改善策について調査審議を行う。</u></p> <p>(4) <u>緊急時対応専門調査会の開催</u></p> <p><u>おおむね3～4か月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、委員会の緊急時対応の指針に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じこれらを見直しを行う。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 平成22年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成24年度食品安全委員会運営計画の作成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成24年度食品安全委員会運営計画の作成（平成24年1～3月頃）</p> <p>平成24年度食品安全委員会運営計画について、<u>企画専門調査会</u>において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備</p>

企画等専門調査会（平成23年9月30日以前は、緊急時対応専門調査会）において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じて委員会の緊急時対応の指針の見直しを行う。

また、緊急時における迅速性を重視した情報発信を行うため、その時点で把握している科学的知見を「ハザード概要シート」等として出せるよう提供先のニーズを踏まえて整理する。

3 （略）

第8・第9 （略）

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じて委員会の緊急時対応の指針の見直しを行う。

また、緊急時における迅速性を重視した情報発信を行うため、その時点で把握している科学的知見を「ハザード概要シート」等として出せるよう提供先のニーズを踏まえて整理する。

3 （略）

第8・第9 （略）